

入 札 公 告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊航空補給処
管理部長 福田 理
(公 印 省 略)

下記のとおり、一般競争入札に付します。
なお、本件は令和6年度予算が成立することを条件とした入札であり、当該契約に係る令和6年度の予算成立が4月1日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は予算成立日以降とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

記

1 入札に付する事項

| 調達要求番号 | 件名 | 数量単位 | 履行期限 | 履行場所 |
|------------------------|--------------------------------|------|------------|---------------------|
| 06-1-2506-1620-1001-00 | TRANSMITTER, ENGINE OIL 機能検査作業 | 1式 | 令和6年12月20日 | 航空補給処 (受注者官給品倉庫) |

2 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格において等級A、C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者(競争参加地域は問わない。)、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 当該機器等に関する修理能力及び必要な設備等を有すること。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- 場 所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- 日 時 令和6年4月18日 (木) 午後1時45分
(送達による入札書の受領期限は、令和6年4月17日 (水) 午後5時必着)

5 入札参加申込の期間及び場所

- 場 所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- 期 間 公告日 ~ 令和6年4月16日 (火) 午後5時
- 申 込 入札に参加する者は、上記期間内に「一般競争入札参加申込書」及び「資格審査結果通知書」

6 入札説明書の交付期間

- 場 所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- 期 間 公告日 ~ 令和6年4月1日 (月) 午後5時
- 申 込 手渡し又はFAXによる。

7 入札保証金及び契約保証金

- 全額免除する。
- 落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札、仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者の入札は無効とする。

9 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

10 適用する契約条項

役務請負契約一般条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項、インセンティブ契約制度に関する特約条項、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合)

1.1 入札書の記載金額等

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額（総価）に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。

1.2 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4（2）に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 落札決定後、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認するため、別紙様式第1を提出する（FAX可）。なお、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（別紙様式第2）の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとする。
- (4) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 石原事務官
TEL 0438-23-2361（内線5073）
FAX 0438-22-6913
- (6) 入札説明書に関する問い合わせ先（第2項関連）
海上自衛隊航空補給処 航空機部 航空機整備課 検査係
TEL 0438-23-2361（内線5287）
FAX 0438-22-6913
- (7) 詳細は、入札説明書による。

流動資産担保融資保証制度に伴う確認

調達要求番号： _____

調達件名： _____

貴社は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しますか。

- 1 該当する 2 該当しない

1 と回答された場合、下表の左欄に○をご記入ください。

| | 業 種 | 資本金の額又は 出資の総額 | 従業員の数 |
|--|------------|------------------|--------|
| | 製造業、運送業、鉱業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| | 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| | 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| | サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |

会社名（団体名） _____

担当責任者氏名 _____

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

甲及び乙は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

- 第1条 契約一般条項第3条の規定にかかわらず、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、乙が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、甲に対する売掛債権を譲渡することができる。
- 2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定は、甲が、前渡資金から乙に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

- 第2条 前条第1項の規定により乙が譲渡することのできる売掛債権は、乙が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、乙が反対給付の履行を完了していることを甲が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

- 第3条 乙は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に甲からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

- 第4条 乙は、甲に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 甲は、乙からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(甲の権利及び利益)

第6条甲 及び乙は、乙の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき甲が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

調達要求番号：06-1-2506-1620-1001-00

| 海上自衛隊仕様書 | | | |
|----------|--|-----------------|---------------|
| 物品番号等 | 6680-337-40675 | 仕様書番号 | ZDS-R-K4001-0 |
| 名 称 | TRANSMITTER, ENG OIL 機能検査作業 (個別仕様書) | 防衛大臣承認年月日 | |
| | | 作成年月日 | 6. 3. 12 |
| | | 改正年月日 | |
| | | 単 位 | EA |
| | | 航空補給処航空機部航空機整備課 | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、TRANSMITTER, ENG OILの外注整備に適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

ZDS-R-X0001 航空機用機器の外注整備共通仕様書

b) 法令等

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27. 3. 18）
海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18. 12. 27）

c) 技術文書等

FB1-PF423-N1, FF0-PF423-N1, TPF423-A-5,
ATP-PF423-N1

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この仕様書に規定する事項のほかは、ZDS-R-X0001, FB1-PF423-N1, FF0-PF423-N1, TPF423-A-5及びATP-PF423-N1に基づき実施すること。

2.2 履行場所等

役務の対象品の引渡し場所は、航空補給処（受注者官給品倉庫）とし、役務の実施場所は、受注者工場とする。

2.3 役務の対象品、作業区分、数量及び納入場所等

役務の対象品、作業区分、数量及び納入場所等は付表1とする。

3 提出書類

提出書類は、付表2のとおり。ただし、機能検査成績書には以下の内容を含むものとする。

a) 機能検査結果

- b) 対象機器の故障状態（概要）
- c) 不具合箇所又は不具合部品の状況（腐食，磨耗，亀裂等）
- d) 対象機器の修理の可否
- e) 不具合箇所又は不具合部品の要処置事項（交換，再塗装等）
- f) 対象機器の修理に要する費用及び期間
- g) その他，対象機器の修理に際し，参考とすべき事項

4 仕様書の疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

付表 1 - 役務の対象品, 作業区分, 数量及び納入場所等

| 機器コード | 物品番号 | 部品番号 | 品名 | 作業区分, 数量 (変更後/変更前) | | | | 納入場所等 寄託元 (納入場所) |
|---------|----------------|------------|----------------------|--------------------|-----|----|----|------------------------|
| | | | | 総数 | O/H | 分検 | 組立 | |
| 6009941 | 6680-337-40675 | 4K541904-1 | TRANSMITTER, ENG OIL | 2 | | | 2 | |
| 計 | | | | 2 | | | 2 | 機能検査品は, 空補処 (受注者官給品倉庫) |

付表 2-1 提出書類

| 番号 | 書類名 | 部数 | 提出時期 | 提出先 | 備考 |
|----|---------------|----|-------------|---------------|-------------------------|
| 1 | 着手届 | 2 | 契約締結後速やかに | 監督官經由契約担当官等 | 海幕経第 183 号 書式第 22 |
| 2 | 受領書 | 6 | 役務対象物品等受領時 | 監督官經由契約担当官等 | 補本装補第 2072 号 海補 3023 様式 |
| 3 | 変更工事確認書 (指示票) | 2 | 変更工事の都度速やかに | 監督官經由契約担当官等 | ZDS-R-X0001 附属書 A |
| 4 | 機能検査成績書 | 1 | 機能検査終了後速やかに | 検査官 | 様式適宜 |
| 5 | 機能検査手順書 | 3 | 必要の都度速やかに | 監督官經由空補処長 | ZDS-R-X0001 附属書 G |
| 6 | 機能検査手順書確認書 | 2 | 必要の都度速やかに | 監督官經由契約担当官等 | ZDS-R-X0001 附属書 G |
| 7 | 下請負承認申請書 | 3 | 必要の都度速やかに | 監督官經由契約担当官等 | ZDS-R-X0001 附属書 K |
| 8 | 機器修理状況月報 | 1 | 毎月 7 日までに | 監督官經由空補処航空機部長 | ZDS-R-X0001 附属書 N |
| 9 | 修理工程等シリアル管理表 | 2 | 毎月 7 日までに | 監督官經由空補処航空機部長 | ZDS-R-X0001 附属書 N |
| 10 | 返品書 | 6 | 役務対象物品返品時 | 監督官經由分任物品管理官 | 補本装補第 2072 号 海補 3024 様式 |
| 11 | 終了届 | 5 | 必要の都度速やかに | 監督官經由契約担当官等 | 海幕経第 183 号 書式第 22 |

各 社 ご担当者 様

海上自衛隊航空補給処
管 理 部 契 約 課

見 積 依 頼 通 知 書

| | |
|--------|---|
| 調達要求番号 | 06-1-2506-1620-1001-00 |
| 入 札 日 | 令和6年4月18日 <small>※入札日時については入札公告で確実に確認してください。</small> |

| | |
|-------|--|
| 提出期限等 | 令和6年4月4日 までに、下見積りを原価計算課 西重2曹 へ2部 契約課 石原（官） へかがみのみ1部を提出してください。 |
|-------|--|

※提出先はすべて契約課担当者あてで結構です。

○外貨換算レートは支出官レートを使ってください。

○平成22年度からは入札（契約）時のレートも支出官レートとなります。入札書の備考欄にC&F等の外貨上限総額及び支出官レートを記載してください。

（令和5年度支出官レート：¥137.00/US\$、¥163.00/STG(GBP)、¥140.00/EURO）

○確定契約を行う場合は別途ご調整させていただきます。

○入札参加表明書の提出が必要な競争については、見積り書類と合わせてご提出ください。

| 電話番号／FAX番号 | この入札に関する担当者（内線番号） |
|------------------|-----------------------|
| TEL：0438-23-2361 | 契 約 課 石原（官） (5073) |
| FAX：0438-22-6913 | 原 価 計 算 課 西重2曹 (5097) |

海上自衛隊航空補給処
契約課 審査係 宛て
TEL : 0438-23-2361
(5085, 5087)
FAX : 0438-22-6913

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書

| | |
|--------|-----------------------------|
| 調達要求番号 | 06-1-2506-1620-1001-00 |
| 件名 | TRANSMITTER, ENG OIL 機能検査作業 |
| 入札日 | R6. 4. 18 |

| | |
|-------|--|
| 会社名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| 担当者 | |

▼本紙送付時には、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」も添付のほどよろしくお願い致します。